

関係各位

T リーグ学生参加にあたる注意事項

注意事項の項目

- (1) 目的
- (2) 参加にあたる注意事項
- (3) 賞金等の取り扱いに関する注意事項
- (4) その他

(1) 目的

- ・本注意事項は、健全な学生卓球の競技を実施・継続することを目的とする。
- ・本連盟は学生選手の競技力向上と学生卓球界の発展、さらには日本卓球界の発展を目的とし、特別指定選手として T リーグへの参戦を許可する。
- ・学生の本分を忘れてはならない。
- ・本連盟所属選手として自覚ある言動・プレーをしなければならない。

(2)参加にあたる手続き

- T チームから特別指定選手としての参戦の依頼があった場合の手続は、以下の手順とする。
 - ・T リーグチームから強化指定選手の指定を受ける。
 - ①日本学生卓球連盟に所属する選手を出場させようと希望する T リーグチームは、T リーグに対し、当該選手を強化指定選手として指定することを申請する。
 - ②T リーグは、申請のあった選手が T リーグの出場選手要件を充足するか否かを審査し、充足すると判断した場合には、当該選手を強化指定選手に指定する。
 - ・強化指定を受けた選手を T リーグチームへ参加させる際には、本連盟に届け出ること
- T リーグは、在学中の選手が大学を自主退学して T リーグチームへ加入することを可及的に防止するため、大学に在学しながら T リーグの選手として出場することが可能であることを周知する。
 - ・T リーグの試合が本連盟主催の大会（インカレ・全日学・全日学選抜）と重なった場合は、本連盟主催の大会を優先することを希望する。
 - ・リーグ戦など地域学連主催の大会に関しては、所属の地域学連の判断によるものとする。

関係各位

賞金等の取り扱いに関する注意事項

1 試合ごとの契約の場合

- ・ 交通費、宿泊費等は原則として T リーグに所属するチームが負担すること
- ・ 契約金を受け取る際には、保護者又は大学側の責任者へ報告をすることとする。
(20 歳以下)
- ・ 契約金の現金での受け渡しは控えるようにする

年俸契約の場合

- ・ 交通費・宿泊費等は原則として T リーグに所属するチームが負担すること
- ・ 年俸契約を結ぶ際には、原則として契約の場に保護者又は大学側の責任者を同伴させることとする。
- ・ 契約金は現金での受け取りは控えるようにする

(4) その他

- ・ この注意事項は日本学生卓球連盟と T リーグの双方において不都合が生じた際には、随時追加、見直しを行うものとする。
- ・ T リーグと本連盟所属選手の間に生じたトラブル、怪我、事故等については、母体チーム、役員、保護者により解決することとする。
なお、本連盟は一切の責任を負わないものとする。